

# 令和3年度「仙山交流味祭inやまがた」 出店要領

令和3年度「仙山交流味祭inやまがた」を円滑に推進するため、必要な事項を次のとおり定めるものとする。

## 1 出店品の要件

- (1) 展示即売品のうち、包装してあるものについては、食品衛生法、JAS法等の表示基準に基づき適正な表示をすること。容器等については環境に配慮したものを使用すること。
- (2) 食品衛生法の仮設営業許可が必要な食品の販売を行う者は該当営業許可を取得すること。  
(山形市保健所)
- (3) 酒類の販売を行う者は、期限付酒類小売業免許届出書により許可を受けること。(山形税務署)
- (4) 品質については万全を期し、地域特産品としての評価を高めるものであること。
- (5) 販売品目の内容によっては出店をお断りする場合があります。

## 2 出店者及び出店の申し込み等

出店を希望する者は、別紙様式により開催事務局(株)マジックハンド内に申し込むものとする。

## 3 出店基本仕様

1ブース 間口 3m×奥行 3m ※テント、テーブル・イスは付属しません。

## 4 出店の方法

- (1) 出店は、出店者自らが行うものとする。
- (2) 即売に必要な用度品は出店者が用意する。
- (3) 出店品の搬入及び搬出は、出店者自らの責任において行う。
- (4) 出店品の搬入及び搬出の際の駐車については事務局の指示に従うものとする。

## 5 参加負担金等

- (1) 均等負担金 1ブロック当たり 8,000円  
販売金額負担金(販売×通常15%)は徴収いたしません。
- (2) 備品レンタル料(事務局で準備代行を行う場合)  
発電機@5,000円、テント12,000円、机@1,200円、椅子@400円

## 6 その他注意事項

- (1) 出店者は、当催事が仙山圏における交流及び地産地消を推進することを目的に開催されることを踏まえ、イベントが盛会に開催されるよう努めること。
- (2) 出店希望者が多数の場合は調整する場合がある。
- (3) 駐車場は指定場所に駐車すること。
- (4) 出品物の保管については、出店者の責任において保管すること。
- (5) 販売に必要な許可書等を掲示すること。
- (6) テント等各割当箇所及びその周辺の清掃については、参加者が責任をもって行うこと。
- (7) 開催期間中及び前後を通して、事故等の防止については細心の注意を払うこと。  
なお事故が発生した場合には速やかに事務局に連絡し、指示に従い適切に対処すること。
- (8) 火気を使用する場合には、必ず消火器を各自用意し、火元には十分注意のこと。

## 7 SDGsでの取り組みについて

2015年の国連サミットで採択されたSDGsの目標に向けてご協力をお願いします。(別紙)

## 8 新型コロナウイルスに対する対策

新型コロナウイルスの対策を共通の認識で順守していただきます。